

所得税の記帳・ 記録保存制度の あらまし

等の金額が三百万円を超える人
②その年の三月三十一日において、前年分の事業所得等の金額
が三百万円を超える人
したがつて、昭和五十八年分
の事業所得が三百万円を超えて
いる人は、昭和六十年一月一日
の取引から記帳することになります。

3、総収入金額報告制度

その年の事業所得等の総収入

体刀づくり上一ガ条

2、記録保存制度

昭和五十九年度の所得税法の改正により、事業所得等（事業所得、不動産所得または山林所得をいいます）のある人に対し、記帳制度や記録保存制度など新しい制度が設けられました。今月は、その制度のあらましを説明しましょう。

1、記帳制度

① その年の前半一二月三一二日
1の記帳をしなくてよい人
でも、次の①または②のいずれ
かに当てはまる人は、その業務
に関する作成し、または受領し
た帳簿や書類（決算関係書類、
請求書、納品書、領収書など）
を整理して五年間保存すること
とされました。

がない人でも、五十九年中の事業所得等の総収入金額の合計額が五千円を超える場合は、昭和六十年三月十五日までに、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

4、收支内訳書添付制度

事業所得等がある人（青色申告者を除きます）が確定申告書

①その年の前年十二月三十一日において、前々年分の確定申告書などを提出している人や前々年分について決定を受けている人

事業所得等がある人（青色申告者を除きます）が確定申告書を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内訳を口述

事業所得等のある人（青色申告者を除きます）で、次の①または②のいずれかに当てはまる人は、帳簿を備え付け、その年の取引のうち、総収入金額や必要経費について簡易な方法によ

②その年の三月三十一日において、前年分の確定申告書などを提出している人や前年分について決定を受けている人

を提出するときは、その年の総収入金額や必要経費の内訳を記載した收支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととされました。

九年分の確定申告書を提出する

簿を七年間（書類は五年間）保存しなければならないこととさ
しまして。

ときは、収支内訳書を添付することになります。

①その年の前年十二月三十一日において、前々年分の事業所得

務署にお問い合わせください。

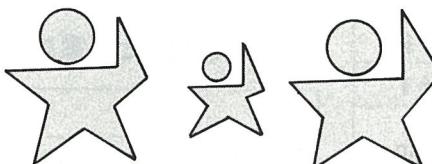


傍示戸
斉藤惣四郎さん
大川： 1：5



古屋
大木美代子さん
昭8・8・30

お元気ですか あなたの健康の 秘訣を一言 ⑩



橋 場
椎名 きみさん

三度の食事をおいしくいたゞ
き、一日中体をおしまずこまや
に動かして働く、それが健康の
秘決につながると思います。

①三階までの上り下りはエレベーターを使わない。

②前かがみ姿勢の外股歩きをやめ、腰を押しだすようにさつさと歩く。

③落ちているものを拾う時は、膝のバネを使って拾う。

④まめに動く。

⑤靴下の脱ぎ履きは、片足立ちで。

⑥笑いと歌を忘れずに。

⑦階段を上る時は、手すりにのつかまらない。

⑧自然との接触の機会を多く持つ。

⑨イライラ、クヨクヨ、ドキドキは少なくする。

⑩自分自身に適した健康法を得意する。